

平成26年度 民間提案を活用した廃棄物処理機能の集約による公共施設の整備・運営事業に関する調査・検討支援等業務(岡山県真庭市)

内閣府 民間資金等活用事業推進室

調査目的

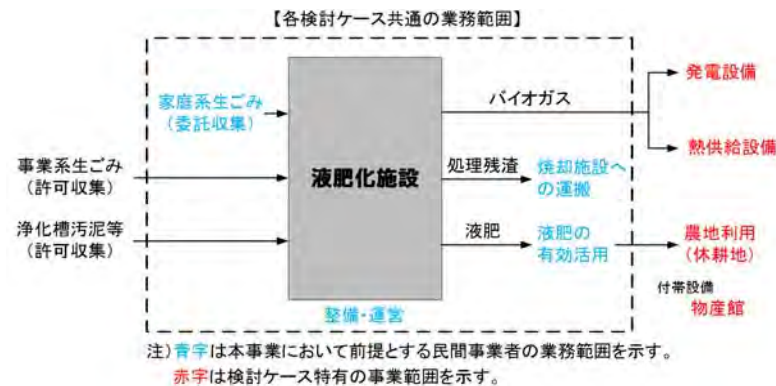
真庭市は、ごみ処理経費の削減等を目的に市内の廃棄物処理施設の集約化を検討しており、液肥化施設の整備・運営等事業（以下、「本事業」という。）を計画している。本検討は、本事業へのDBO方式及びPFI方式の導入の可能性等について検討を行うとともに、関連事業として、発電、熱利用、液肥利用事業を同時に行う場合における効果の検討を行ったものである。

調査案件概要

【本事業の特徴】

●民間事業者の業務範囲

- ①液肥化施設の整備・運営に加え、『家庭系生ごみの収集運搬』、『処理残渣の運搬』、『液肥の有効活用』を行う。
- ②バイオガス等の有効活用を行う（下図赤字より最適なケースを検討）。



検討ケース毎のVFM（案）の検討等

調査検討結果

【VFMの算定結果（DBO方式、BTO方式）】

検討ケース	DBO方式	BTO方式
発電設備	11.0%	5.6%
熱供給設備	11.0%	6.1%
物産館+発電設備	11.1%	5.1%
休耕地+発電設備	11.1%	5.6%

各検討ケースともに
 ・DBO方式が約11%
 ・BTO方式が約5～6%
 ⇒事業用地の特徴等を勘案して、採用する検討ケースの導入を検討する必要がある。

事業化に向けた課題・展望

- 液肥化施設を整備することによるメリットの検討
 - 液肥化施設を整備することによる地方公共団体のメリット（ごみ処理費の削減等）について検討する必要がある（本事業は、家庭系生ごみの収集運搬を行う費用が新たに発生することになる。しかし、真庭市全体のごみ処理事業全体で考えれば、ごみ処理費の削減を図ることができる）。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の再委託の禁止に係る事項の確認
 - 家庭系生ごみの収集運搬業務及び処理残渣の運搬業務を民間事業者の業務範囲に含める場合、事業スキームを検討する中で再委託の禁止の考え方を事前に関係官署へ確認を行う必要がある。